



JAグループは、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標として、組合員、地域から「必要とされ、なくてはならない存在」となることを目指し、さまざまな取り組みを展開しています。

農業を拓く協同組合

JAと農業

監修=JCA  
(日本協同組合連携機構)

第20回

## 農協法と農業協同組合

戦後、地主から小作人へ農地が解放され、多くの農民は自ら所有する農地で農業を営む自作農となりました。こうした農地改革の成果を守るため、「農業者の経済的・社会的地位の向上」を掲げる農業協同組合法(農協法)が1947年11月に公布され、農協(JA)が全国各地に設立されました。その際に、農協の前身である農業会や産業組合では農民以外も構成員となり事業を利用できたことなどから、農協においても農民以外の地域住民に准組合員として加入の途を開きました。

これまで農協法は度々改正されてきましたが、2015年の改正では、農業の成長産業化を目的とするいわゆる「農協改革」を具体化するための見直しが図られました。JAグループでは、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」等を目標とする自己改革に取り組んでいます。また、准組合員についてはこうした目標を後押しするパートナーとして位置づけ、食や農に関わるさまざまな参加の場づくりを進めています。

### 語句解説

かい せい のう きょう ほう

### 【改正農協法】

JAが「自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする」ことを目的としており、農業所得の増大へ最大限配慮することや理事の過半数を認定農業者等にすることなどが定められました。准組合員の事業利用規制については、政府が施行日から5年間調査等を行った上で結論を出すことが付則に明記されました。

1900年

### 「産業組合法」

ドイツの「産業および経済協同組合法」が基となっている。



1947年

### 「農業協同組合法」

「農業生産力の増進および農業者の経済的社会的地位の向上」を目指す。

▶現在の「JA」の誕生

1992年

### 愛称が「JA」に決定



農協マーク



JAマークへ

2015年

### 農協法改正

- ・「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」ことが明記された。
- ・理事等構成の変更、中央会制度の廃止などが盛り込まれた。
- ・准組合員の事業利用規制が検討事項に。

▶2016年の施行後5年間の調査、結論



耕そう、大地と地域のmiraい。  
(JA広報通信より)

## JA広島市の自己改革

### 農業の困りごとはわしらに! ~協同労働で地域の農業を楽しく持続~

「協同労働」とは、働く人が、出資・経営を担う働き方の仕組みで、介護や教育、育児など、地域社会に必要とされる仕事を協同で起こし、地域の雇用確保の場にもなっています。

広島市では、就労や社会参加を希望する意欲と能力のある60歳以上の方が中心となり、地域課題の解決のために「協同労働」という働き方で取り組むことを推進するモデル事業を実施しています。

「アグリアシストとも」は、この事業を活用し、安佐南区伴・大塚地区を中心としたJA広島市の組合員14名で昨年9月に立ち上げた組織です。住宅と農地が混在する同地区で、農業従事者の高齢化による耕作放棄地の増加、景観悪化や農地維持などの課題があるなかで、伴・大塚地区の農業を持続させることを目的に、地域農業関連のお困りごとを支援するために設立した活動団体で、農地の草刈りや荒起こしなどの農作業や農機具の点検などのほか、休耕田の有効活用の支援なども行い、地域環境保全によるまちづくりをすすめています。また、農業が地域に根付き、農の文化を引き継ぎ発展させるための独自の新しい農業形態「伴モデル」(生産者と消費者が支え合う地域支援型農業)の構築を目指しています。

JA広島市伴・大塚支店は月1回の定例会議に参加して情報を共有し、技術指導や運営へのアドバイスをを行うとともに、勉強会の開催や周知活動の支援などで連携を図っています。



“農”に関するお困りごとを解決し、地域に寄り添った「地域オンライン」の活動を目指します